

久留米市地方創生総合戦略推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、久留米市地方創生総合戦略の策定及び効果的な推進に向けた取組の検証に際し、その妥当性・客觀性を担保するため、関係機関及び市民団体等の参画を得て、多角的かつ総合的見地からの審議と意見聴取を行うことを目的として設置する久留米市地方創生総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 推進会議においては、次に掲げる事項について審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 久留米市地方創生総合戦略の策定に関すること
- (2) 久留米市地方創生総合戦略の効果的な推進に向けた取組の検証に関すること
- (3) その他、市長が必要と認めること

(組織)

第3条 推進会議は、産業界、行政機関、大学等の高等教育機関、金融機関、労働団体、メディア、士業（産、官、学、金、労、言、士）及び市民団体、企業の各団体から1名以上委員を選出し、構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱を受けた日より、久留米市地方創生総合戦略の計画期間の終期までとする。
- 3 推進会議に座長及び副座長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は、座長が不在のときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、座長が招集する。

- 2 推進会議の庶務は、久留米市総合政策部創生戦略推進室において処理する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。